

指定定期検査機関の指定等に関する事務処理要綱

計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づく指定定期検査機関（以下「指定機関」という。）の指定に関する事務の取扱いは、法第26条から第33条まで及び第35条から第39条まで並びに指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第72号。以下「省令」という。）の規定によるもののほか、この事務処理要綱の定めるところによる。

第1条 指定機関に係る指定申請

- (1) 指定の申請をしようとする者は、省令で定める指定申請書（省令様式第1）を作成し、添付書類を添えて市長に提出するものとする。
- (2) 提出書類及び部数
 - 指定申請書 正本1通・副本2通（写し）
 - 添付書類 正本1通・副本2通（写し）
- (3) 添付書類は、次の表のとおりとする。なお、用紙の大きさは原則として、日本産業規格A4とする。

	添付書類	留意事項
①	定款及び登記簿の謄本	・謄本は、発行3ヶ月以内のもの
②	申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表	
③	申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	・定期検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項と区分したもの
④ 次に掲げる事項を記載	イ、役員又は事業主の氏名及び省令第2条の2に規定する構成員のうち主たる者の氏名（法人である場合には法人の名称）並びに構成員の構成割合	・役員全員の氏名及び履歴の一覧表 ・定期検査の業務に係る構成員の構成割合及び主たる構成員の氏名 ・組織図を添付する。
	ロ、定期検査の業務を行う特定計量器の種類	・受認する範囲の特定計量器の種類
	ハ、定期検査の業務を行う地域	・受認する範囲の地域
	ニ、1年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数	・受認する範囲の1年間に行うことができる検査対象事業所数及び特定計量器数を2年間分を記載する。

した書面	ホ、定期検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能及び所在の場所並びにその所有又は借入れの別	<ul style="list-style-type: none"> ・器具、機械又は装置（以下「検査設備」という。）を一覧表にし、「数」「性能」「所在（保管）場所」「借入れの別」等を記載する。 ・検査設備を借入れる場合は賃貸借契約書の写しを添付する。ただし、市から借入れる場合は、この限りでない。
	へ、定期検査を実施する者の資格及び数	<ul style="list-style-type: none"> ・計量士登録証の写し（計量研修センター計量教習修了者にあつては、終了証の写し）及び指定に係る実務経験の内容
	ト、定期検査以外の業務を行っている場合にあつては、その業務の種類及び概要	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の種類ごとに事業の規模及び概要を記載する。
	チ、手数料の額	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市手数料条例に定める額を記載する。
⑤	申請者が法第27条（欠格条項）に該当しないことを誓約する書面	<ul style="list-style-type: none"> ・役員が欠格条項に該当しない旨を証した書類（誓約書等）
⑥	申請者が省令第2条の3（適合要件）各号の規定に適合することを誓約する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・役員が適合要件の各号の規定に適合することを証した書類（誓約書等）。ただし、公益法人にあつてはこの書類の提出を免除する。
⑦	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・会社経歴書又は会社概要書 ・計量管理の推進及び計量意識の高揚に寄与した旨を示すもの。 ・代検査等計量器検査の実績（過去2年分） ・その他市長が指示したもの

第2条 申請受付

申請受付の手続は次のとおりとする。

- (1) 申請書の受付窓口は、経済部消費生活センターとする。
- (2) 申請書を受け付ける際は、別紙「指定機関に係る指定申請書の受理チェックリスト」に基づき申請書の記載事項及び添付書類の確認を行い不備がないと認められる場合は、申請書及び添付書類の副本に受付印を押印し、副本1通を申請者に渡すものとする。

第3条 指定検査

指定機関の指定に係る検査は、書類検査及び現地検査とする。

- (1) 書類検査
申請内容について、別紙「指定検査基準」の項目ごとに行う。
- (2) 現地検査
申請内容の一部について、関係書類の照合及び検査設備等の確認を現地で行う。なお、現地検査は申請者の立会いを求めて行う。

第4条 指定等の決裁

指定検査の結果に基づき、指定するか否かの意見を付し、市長の決裁を受けなければならない。

第5条 通知

市長は、指定検査結果に基づき指定書（様式1）又は、不指定の理由（様式2）を付けて申請者に通知する。

第6条 変更の届出

指定機関は、本事務処理要綱第1条（1）及び同条（3）の表④に掲げる事項に変更があった場合には、遅滞なく指定申請書記載事項変更届（様式3）を市長に提出しなければならない。

第7条 公示

- (1) 指定機関を指定した場合は、指定した旨を告示（様式4）する。
- (2) 告示には、指定年月日、指定機関の名称及び所在地並びに指定の対象となる特定計量器指定の区域、指定期間を記載する。

第8条 指定申請事務処理期間

市長は、指定申請をした者に対して指定申請書を受理した日から原則として60日以内に審査結果を通知する。

ただし、申請者の責に帰すべき事由により定められた期間内に処理ができない場合は、この限りでない。

第9条 指定の更新

指定の更新は、本事務処理要綱第1条から第8条までを準用する。

この場合において、「指定申請書」とあるのは「指定更新申請書（省令様式第1の2）」と、また、第4条において「市長」とあるのは「経済部長」と読み替える。

第10条 業務規程の提出

- (1) 指定機関は、業務規程を業務開始前までに市長に提出しなければならない。また、これを変更しようとするときも同様とする。
- (2) 業務規程の認可に関する事務の取り扱いは別に定める。

第11条 帳簿

指定機関は、定期検査の受検者及び受検器物等に係る帳簿（以下「帳簿」という。）を備え、市長から提出を求められたときはそれに応じられるよう保存しなければならない。この場合において、省令第4条の2の規定により帳簿に代えて電磁的方法によることができる。

第12条 業務の休廃止等

- (1) 指定機関は、定期検査業務の全部若しくは一部を休止又は廃止をしようとするときは、3ヶ月前までに業務休止（廃止）届出書（省令様式第4）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、指定機関からの届出により、指定の取消し又は定期検査業務の停止を命じた場合は、その旨公示する。

第13条 事業計画等の提出

- (1) 指定機関は、毎事業年度開始前にその事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、市長に提出しなければならない。
また、これを変更しようとするときも同様とする。
- (2) 指定機関は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、市長に提出する。

第14条 行政処分に係る決裁

次に掲げる事項は、市長の決裁を受けて処理しなければならない。

- ① 法第35条に基づく解任命令
- ② 法第37条に基づく適合命令
- ③ 法第38条に基づく指定の取消し
- ④ 法第164条に基づく審査請求の手続きにおける意見の聴取

第15条 指定機関に対する立入検査等

市長は、適正な計量の実施を確保する観点から必要と判断される場合は、指定機関に対し立入検査を行う。また、指定機関が行う定期検査の実施状況を把握するため、年1日以上必要と認められる期間、指定機関が行う定期検査に同行する。

附則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

指定定期検査機関に係る指定申請書の受理チェックリスト

	チェック項目	確認欄
1	① 指定申請書は、省令で規定する様式に基づくものである。 ② 所定事項が記入され、事業所の社印及び代表者の押印がある。 ③ 提出部数は、正本1部・副本2部である。	
2	① 定款及び登記簿の謄本が添付されている。 ② 定款の事業項目に定期検査を行う旨の記載がある。 ③ 謄本は発行3ヶ月以内のものである。	
3	申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表が添付されている。	
4	申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書が添付されている。（定期検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項と区分したもの。）	
5	「役員又は事業主の氏名及び履歴、省令第2条の2に規定する構成員のうち主たる者の氏名（法人である場合には、法人の名称）並びに構成員の構成割合」として、 ① 役員全員の氏名及び履歴の一覧表が添付されている。 ② 定期検査の業務に係る構成員の構成割合及び主たる構成員の氏名を記載した書面並びに組織図が添付されている。	
6	「定期検査の業務を行う特定計量器の種類」として、指定を受ける範囲の特定計量器の種類を記載した書面が添付されている。	
7	「定期検査の業務を行う地域」として、指定を受ける範囲の地域を記載した書面が添付されている。	
8	「1年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数」として、1年間に行うことができる検査対象事業所数及び特定計量器数の2年間分を記載した書面が添付されている。	
9	「定期検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能及び所在の場所並びにその所有又は借入れの別」として、 ① 検査設備の「数」「性能」「所在（保管）場所」「借入れの別」等が記載された一覧表が添付されている。 ② 市以外から検査設備を借入れる場合、賃貸契約書の写しが添付されている。（市から借入れる場合を除く。）	
10	「定期検査を実施する者の資格及び数」として、 ① 計量士登録証の写し（1名以上）が添付されている。 ② 計量研修センター計量教習修了者にあつては、修了書の写し及び指定に係る実務経験の内容、従事期間（1年以上）を記載した書面が添付されている。 ③ 上記の者は、①と②合わせて2名以上である。	

11	「定期検査以外の業務を行っている場合にあつては、その業務の種類及び概要」として、業務の種類ごとに事業の規模及び概要を記載した書面が添付されている。	
12	「手数料の額」を記載した書面が添付されている。 「手数料の額」は船橋市手数料条例に定める額である。	
13	「申請者が法第 27 条（欠格条件）各号の規定に該当しないことを説明した書類」として、役員が欠格条項に該当しない旨を証した書類（誓約書等）が添付されている。	
14	「申請者が省令第 2 条の 3（適合要件）各号の規定に適合することを説明した書類」として、公益法人以外にあつては役員が適合要件の各号の規定に適合することを証した書類（誓約書等）が添付されている。	
15	その他 ① 会社経歴書又は会社概要書が添付されている。 ② 計量管理の推進及び計量意識の高揚に寄与した旨を示すものが記載された書面が添付されている。 ③ 代検査等計量器検査の実績（過去 2 年分）が添付されている。 ④ その他、市が指示したものが添付されている。	

省令様式第1

指 定 申 請 書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

計量法第20条第1項の指定を受けたいので、同法第26条の規定により申請します。

1 指定の区分

質量計

2 事業所の名称及び所在地

年 月 日

指 定 書

船橋市長

計量法第 20 条第 1 項の規定により、指定定期検査機関を指定します。

1 指定定期検査機関の名称及び所在地

2 指定の対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

3 指定の区域

船橋市内

4 指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

様

船 橋 市 長

不 指 定 の 理 由

年 月 日に申請がありました指定定期検査機関の指定につきましては審査の結果、下記のとおり計量法第 28 条で定める指定の基準に満たないため不指定となりましたので通知します。

記

指定の基準を満たさなかった事項

様式 3

指定申請書記載事項変更届

年 月 日

船橋市長 へ

住 所
名 称
代表者の氏名

下記のとおり変更があったので、届け出ます。

記

1 変更のあった事項

2 変更の事由

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 2 0 条第 1 項の規定に基づき、指定定期検査機関を下記のとおり指定したので、同法第 1 5 9 条第 3 項の規定に基づき告示する。

年 月 日

船橋市長

記

1. 名称及び所在地

2. 指定の対象となる特定計量器 非自動はかり、分銅及びおもり

3. 指定の区域 船橋市内

4. 指定の期間 年 月 日から 年 月 日

省令様式第1の2

指定更新申請書

年 月 日

船橋市長 へ

住 所
名 称
代表者の氏名

計量法第20条第1項の指定の更新を受けたいので、同法第28条の2の規定により申請します。

1 指定の区分

質量計

2 事業所の名称及び所在地

業務休止（廃止）届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
名 称
代表者の氏名

次のとおり、定期検査の業務の（一部・全部）を（休止・廃止）したいので、計量法第32条の規定により、届出ます。

- 1 （休止・廃止）しようとする定期検査の業務範囲
- 2 （休止・廃止）の年月日
- 3 休止の期間
- 4 （休止・廃止）の理由

指定定期検査機関の指定に関する事務手続きの概要

